

京 都 大 学 技 術 支 援 企 画 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>企画・調整</u>担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 人事担当の理事 (3) 財務担当の理事 (4) 人事部長 (5) 総合研究推進本部の職員のうちから担当理事が指名するもの (6) その他担当理事が指名する者 若干名 2・3 (略) 第4 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。 <u>2</u> 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 <u>3</u> 委員長に事故があるときは、<u>あらかじめ委員長の指名する委員が</u>、その職務を代行する。 (後 略)	第3 (同 左) (1) <u>研究推進</u>担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) } (3) } (4) } (5) } (同 左) (6) } 2・3 } 第4 委員会に委員長<u>及び委員長代行を置く</u>。 <u>2 委員長は担当理事をもって充て、委員長代行は委員のうちから委員長が指名する。</u> <u>3</u> (同 左) <u>4 委員長代行は、委員長に事故があるとき又は議長の委任を受けたときは、その職務を代行する。</u> 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。